

5. 那覇市土地開発公社

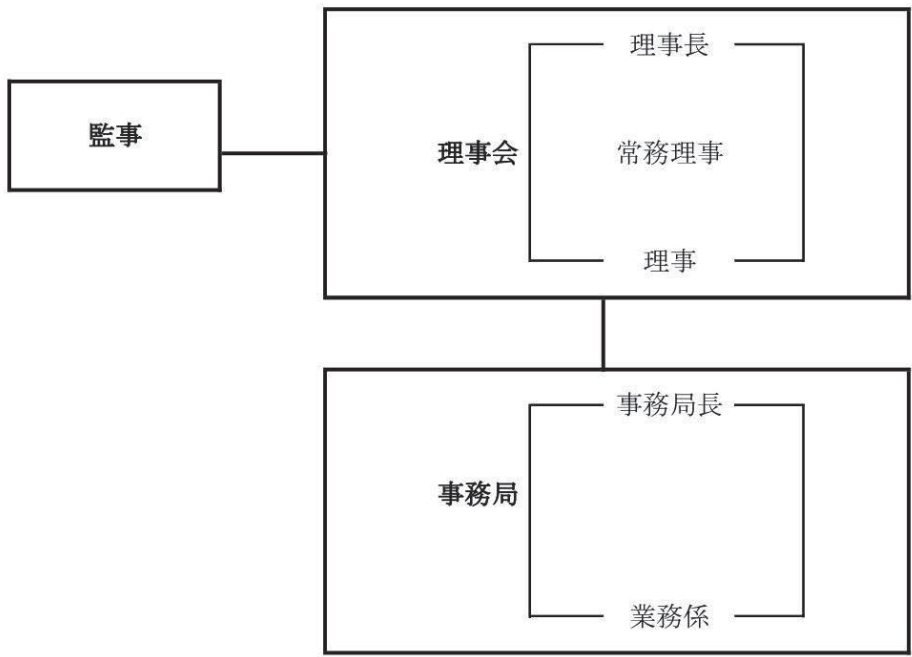
1. 第三セクター等の概要

(令和4年3月31日現在)

法人名	那覇市土地開発公社
所在地	那覇市泉崎一丁目1番1号 那覇市役所内
HP	無し
設立年月日	昭和48年6月4日
団体の代表者	知念覚氏（理事長）
出資の状況	【資本金】 10,000,000 円 【那覇市からの累積出資額】 10,000,000 円 【那覇市の出資割合】 100%
主要な持分保有者	那覇市（持分比率 100%）
設立目的	那覇市内において、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置された。
主な事業内容	公共用地・公用地等の取得、管理、処分等
組織図	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 理事：7名、監事：2名 【職員】 2名
経営健全化方針の策定	無

(組織図)

那覇市土地開発公社 組織図 (R4. 3. 31時点)



2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)

担当部課	総務部 管財課
関連する主な計画	該当無し
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 10,000,000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・役職員の全員が市の長又は職員と兼務
市の財産の貸与等	無し

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
流動資産	494,834	495,083	294,770	※1
固定資産	—	—	200,160	※2
資産計	494,834	495,083	494,930	
流動負債	—	—	—	
固定負債	—	—	—	
負債計	—	—	—	
資本金	10,000	10,000	10,000	
準備金	484,834	485,083	484,930	
資本計	494,834	495,083	494,930	
負債・資本計	494,834	495,083	494,930	

【決算概況】

※1：令和元年度以降、事業用土地が流動資産にされておらず、事業は休眠状態である。
流動資産に計上されているのは全て現預金であり、過去の事業利益から生じた余剰金である。

※2：令和3年度において、余剰金で有価証券（公社債）を取得した。
(公社債の受取利息により、管理費を賄うための取得。)

(損益計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和２年度	令和３年度
事業収益	—	—	—
事業原価	—	—	—
事業総利益	—	—	—
販管費	283	98	204
事業損益	△283	△98	△204
事業外収益	371	346	52
事業外費用	—	—	—
経常損益	88	248	△152
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期純損益	88	248	△152

【決算概況】

近年、事業は休眠状態となっている。

４．監査の結果及び意見

(１) 市の出資手続

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

(２) 第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

(３) 人事の状況

那覇市土地開発公社の役職員全員が、市の長又は職員との兼務であるが、土地開発公社の事業が休眠状態であることを踏まえると、特段問題は無いと判断した。

(４) 市から第三セクターへの財政的援助等

市是那覇市土地開発公社に対し、出資以外の財政的援助は行っていない。特段の問題は発見されなかった。

(5) 効率的な運営手法

事業が休眠状態のため、監査手続を省略した。

(6) 市によるモニタリング

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について

那覇市土地開発公社によれば、平成23年度頃より、那覇市土地開発公社は事業を実施しておらず、休眠状態となっているとのことである。

その後、概ね3年に1回の頻度で、土地開発公社存続について理事会で検討しているとのことであるが、現状、那覇軍港返還時の再開発において公社を活用する可能性がある、等の理由で10年以上休眠状態のまま公社が存続している状況である。

確かに、那覇軍港返還時の再開発において土地開発公社を活用する可能性は十分にあると考えられるが、一方で、平成24年度から令和3年度の期間において、那覇軍港返還の具体的な時期について見積もることができた状況には無かったと考えられることから、いつ生じるかわからない事象のために、管理費をかけて土地開発公社を存続させるという判断を継続していたというのは、検討が不足していると言わざるを得ない。

また、土地開発公社には490百万円以上の余剰金を保有しているが、土地開発公社を解散し市に残余財産として分配していれば、当該余剰金を活用して、他の事業を実施できたはずであるが、那覇市土地開発公社の理事会では、このような解散時のメリットを踏まえた議論がなされておらず、結果として、490百万円以上の余剰金が、何ら活用されず土地開発公社が保有しているだけの状況となってしまっている。

市及び那覇市土地開発公社は、「那覇軍港返還時期の見積り可能性」、「土地開発公社解散時のメリット（余剰金の活用、管理費の削減）」等を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発公社の存続について検討されたい。

(7) 財務諸表の適切性

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

(8) 情報公開

事業が休眠状態で財政的リスクが低いため、監査手続を省略した。

6. 地方独立行政法人 那覇市立病院

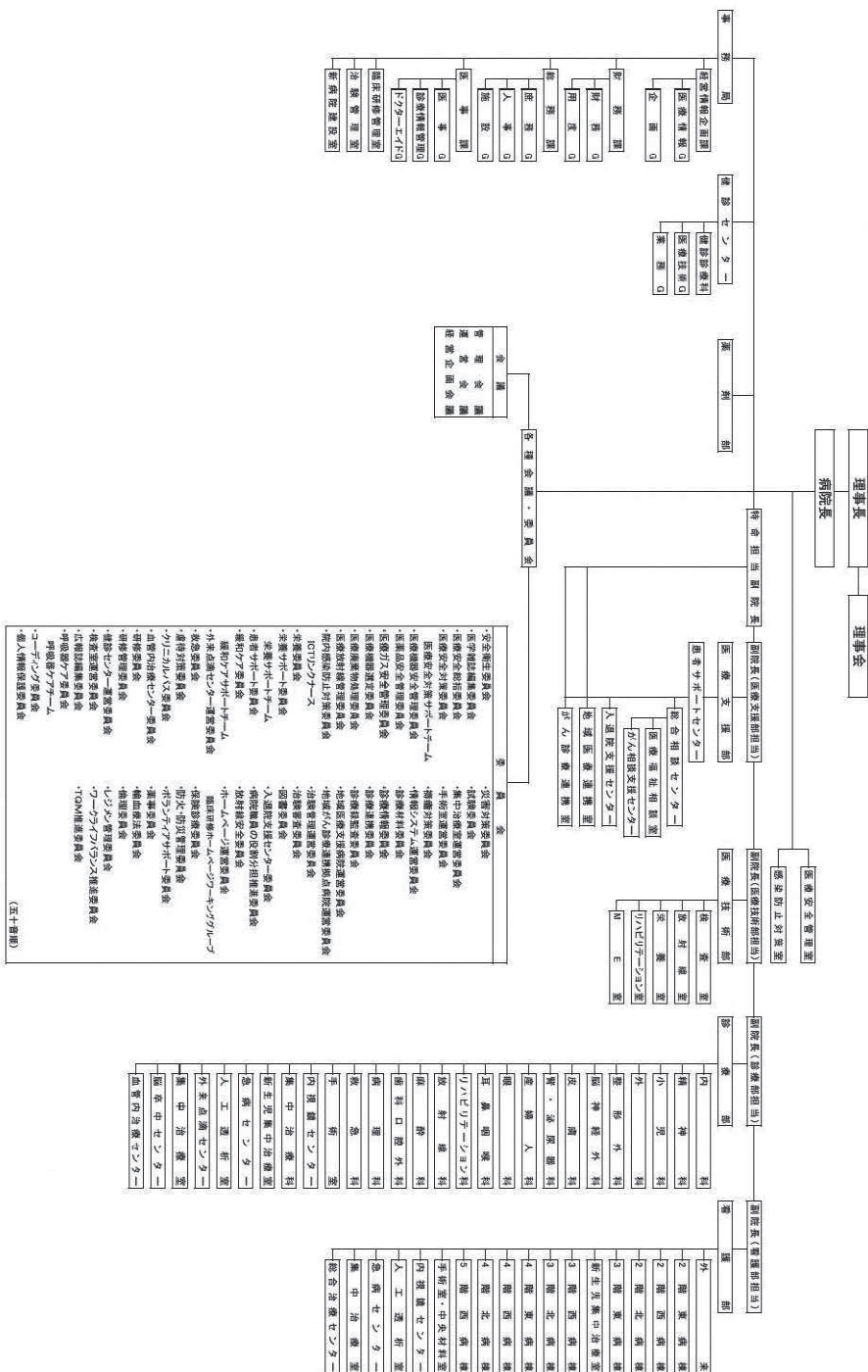
1. 病院の概要

(令和4年3月31日現在)

法人名	地方独立行政法人 那覇市立病院
所在地	那覇市古島二丁目 31 番 1 号
HP	(病院) https://www.nahacity-hospital.jp/ (市) https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/soumu/tidoppou.html
設立年月日	平成 20 年 4 月 1 日
団体の代表者	外間浩氏 (理事長)
出資の状況	【資本金】 1,299,205,376 円 【上記のうち、那覇市から出資額】 1,299,205,376 円 【那覇市の出捐割合】 100%
設立目的	昭和 55 年の開院以来、沖縄県の南部医療圏における公的医療を提供してきた那覇市立病院について、行政組織から独立させ、組織としての独自性や運営の効率性を発揮させることを目的に、平成 20 年 4 月に地方独立行政法人（非公務員型）に移行した。
主な事業内容	総合病院として公的医療を提供する。
組織	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 理事：6 名、監事：2 名 【職員】 1,150 名（非常勤、パートタイムを含む）
会計監査人の有無	無

地方独立行政法人 那霸市立病院組織図

令和4年3月31日



2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)

担当部課	健康部 保健所保健総務課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画…施策16 地方独立行政法人那覇市立病院第4期中期目標（令和2年度～令和5年度）
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 1,299,205,376円 【補助金予算執行額（令和3年度）】 補助金：10,019,000円 【負担金予算執行額（令和3年度）】 運営費負担金：474,620,000円 【交付金予算執行額（令和3年度）】 運営費交付金：100,000,000円 【貸付金残高（令和3年度末）】 3,355,322,894円
市から団体への業務委託	【委託費予算執行額（令和3年度）】 委託費：75,898,782円
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣者が7名 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 平成20年の地方独立行政法人化に伴い、市から法人へ身分が引き継がれた職員が172名
市の財産の貸与等	該当なし

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
固定資産	7,292,129	5,656,622	7,517,279	※1
流動資産	7,574,626	11,263,523	15,572,839	※2
資産計	14,866,756	16,920,145	23,090,118	
固定負債	4,687,451	5,345,534	7,982,229	※3
流動負債	1,930,423	2,173,650	3,633,284	※4
負債計	6,617,874	7,519,184	11,615,513	

資本金	1,299,205	1,299,205	1,299,205	※5
資本剰余金	5,289,267	5,289,267	5,289,267	
利益剰余金	1,660,408	2,812,487	4,886,132	
純資産計	8,248,882	9,400,960	11,474,605	
負債・純資産計	14,866,756	16,920,145	23,090,118	

【決算概況】

※1： 令和3年度における固定資産の主な増加理由は、新病院建設に伴う建設仮勘定の増加1,353百万円、高額医療機器（放射線治療装置）等の更新による工具器具備品の増加513百万円によるものである。

※2： 令和3年度における流動資産の主な増加理由は、現金及び預金の増加3,533百万円によるものである。（当期純利益が2,073百万円生じたこと等により、現預金が大幅に増加した。）

※3： 令和3年度における固定負債の主な増加理由は、新病院建設等の資金調達として長期借入金が2,138百万円増加したことによる。

※4： 令和3年度における流動負債の主な増加理由は、新病院建設工事等に係る債務として未払金が1,241百万円増加したことによる。

※5： 当期利益の発生による増加。

（損益計算書）

（単位：千円）

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
営業収益	14,830,235	15,380,024	16,995,982	※1
営業費用	14,370,116	14,249,390	15,010,864	
営業利益	460,118	1,130,634	1,985,117	※1
営業外収益	72,288	69,699	68,201	
営業外費用	524	309	2,353	
経常利益	531,881	1,200,023	2,050,965	
臨時利益	16,144	87,943	24,699	
臨時損失	13,435	135,888	2,019	
当期純利益	534,591	1,152,078	2,073,644	
当期総利益	534,591	1,152,078	2,073,644	※1

【決算概況】

※1： 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナによって医業収益が低迷したが、コロナ

病床確保補助金等の受取により、多額の営業収益及び利益が発生した。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.8に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(2) 第三セクター等のガバナンス

P.8に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>事業に関する自己評価について改善の余地がある

那覇市立病院は、地方独立行政法人法第28条第1項に従い、毎事業年度の業務等について市長の評価を受ける必要があり、また、市長の評価を受けようとするときは、業績等について自ら評価を行った上で、評価結果を市長に提出する必要がある。(同法第28条第2項)

そのため、那覇市立病院は「令和3年度事業年度業務実績等報告書」を作成し、自己評価を行っていた。

そこで、当該実績等報告書を閲覧したところ、項目別評価は実施されているが、「様式1-1-2 年度評価 総合評定」の2. 法人全体に対する評価の記載欄に、令和3年度の業務実績が羅列されているだけで、全体評価の結果が記載されていなかった。

この点、「地方独立行政法人那覇市立病院の年度評価実施要領」においても、那覇市立病院における自己評価は項目別評価の実施のみが要求されており、全体評価を実施しない規定内容となっているが、項目別評価のみを実施し全体評価を実施しなければ、木を見て森を見ずの状態となってしまう、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に合致した自己評価は実施できないと考える。

したがって、那覇市立病院は、地方独立行政法人法第28条第2項に基づき、全体評価も実施すべきである。

(3) 人事の状況

P.8に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>人事評価を反映した給与等の検討

現状、那覇市立病院において人事評価制度が導入されているが、人事評価の結果が、給与金額に反映されているわけではないとのことであった。

人事評価の結果を、給与や昇進に反映することで、給与や昇進の公平性・客観性が増加する可能性があるし、職員のモチベーション増加にも繋がる可能性がある。

また、総務省によれば、地方独立行政法人制度の基本理念の1つとして、「業績主事の人

事管理（職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立）」が挙げられているため、人事評価の結果を給与や昇進に反映させることは、地方独立行政法人制度の趣旨にも合致する。

※総務省 HP：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gyoseihojin.html

したがって、中長期的には、人事評価の結果を職員の給与や昇進に反映させることを検討することが望ましい。

（４）市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市是那覇市立病院に対し、設立時に病院敷地及び建物等について現物出資を行うとともに、運営費負担金、新病院建設や医療機器取得のための貸付金等の財政的援助を行っているが、不採算部門や高度医療を含む公的医療を提供している那覇市立病院に対して、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項に基づき運営費負担金を交付すること、また、多額の建設費を要する新病院の建設資金や高額な医療機器の取得資金を那覇市立病院に貸し付けることは、特段問題ないと考えられる。

なお、市の HP に記載されているが、那覇市立病院における運営費負担金の総収益に占める割合は他の地方独立行政法人と比較しても低水準の 3 % 程度となっており、那覇市立病院の経営努力が認められる。

（参照：

<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/soumu/tidoppou.html>)

また、財政的援助とは別に、市是那覇市立病院に対して複数の業務を委託している。

監査結果は以下の通りである。

① 負担金

病院事業運営費負担金に関する監査結果の詳細は、P. 253 において後述する。

② 交付金

病院事業運営費交付金に関する監査結果の詳細は、P. 258 において後述する。

③ 補助金

救急診療事業補助金に関する監査結果の詳細は、P. 262 において後述する。

④ 貸付金

市は、新病院建設や医療機器取得を那覇市立病院へ融資しており、令和 3 年度末時点で

の貸付金残高は 3,355,322,894 円である。

新病院の総建設予算は約 308 億円程度になることが見込まれているため、貸付金残高が多額に生じていることはやむを得ないと考えられる。

また、新病院建設資金の貸付にあたり、市は病院が作成した新病院建築後の収支シミュレーションに基づき、那覇市立病院の返済能力を確認しており、特段問題は無い。

⑤ 委託

市は、令和 3 年度において那覇市立病院に対して多数の業務委託を行っており、合計で 75,898,782 円の委託費を那覇市立病院に支払っている。

そのうち、契約額が多額な取引を中心に 4 件の委託契約について監査を実施することとした。監査結果の詳細は、「第 3. 財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
がん検診・肝炎ウイルス健診（個別・集団検診）業務	29,561,680 円	P. 294 に記載
新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務	21,293,750 円	P. 299 に記載
新型コロナワクチン接種に係る基本型医療機関業務	1,955,130 円	P. 304 に記載
那覇市職員定期健康診断業務	3,234,000 円	P. 308 に記載

（５）効率的な運営手法

① 契約手続

【規程等の整備状況】

那覇市立病院では、契約規程を作成しており、契約の方法について一般競争入札、指名競争入札又は随意契約とすることとしている。外部事業者と工事請負契約や業務委託契約等を締結するにあたり、競争入札や見積合わせを実施することで、費用の削減に取り組んでいる。契約規程を閲覧したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

【規程の運用状況】

那覇市立病院が令和 3 年度に外部事業者と締結した外部委託契約のうち、金額の高いものを中心に取引を抽出し、契約事務が規程に従い適切に運用されていることを確認するための監査手続を実施した。

また、新病院の設計及び建設工事に関連する契約についても、同様の監査手続を実施した。

監査対象となった契約及び監査結果は以下の通りである。（監査対象となった取引は、合計で 13 件。下記、ア．～ス．参照）

ア．新那覇市立病院 基本設計業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）基本設計業務
契約内容	新病院建設に係る基本設計業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約日	令和元年8月30日
業務履行期間	令和元年9月2日～令和2年3月23日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。公募型プロポーザル方式により契約先を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

イ. 新那覇市立病院 実施設計監理業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務
契約内容	新病院建設に係る実施設計業務、工事監理業務、建設事業者への設計意図伝達業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約
契約日	令和2年5月28日
業務履行期間	令和2年5月29日～令和3年12月17日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

<意見③>随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約により業者を選定しており、基本設計業務の委託先を本業務の委託先としている。随意契約理由書によれば、基本設計業務委託先を契約先とする理由は以下の通りであつ

た。

- ・ 基本設計実施時に那覇市立病院職員との協働で作上げた設計作業について、一貫性を保ちながら実施設計を行う必要があり、そのためには、設計思想を含めた基本設計の内容を熟知し、また、病院職員との信頼関係を築き上げた基本設計業務実施者に本業務を依頼することが必要不可欠であるため。
- ・ 監理業務の実施は、設計内容を熟知している事業者である必要があるため。

この点、一貫性確保や病院職員との信頼関係といった観点から考えた場合、基本設計業務実施者に実施設計及び工事監理業務を委託するメリットが認められる。

一方、「基本設計者と実施設計者を別にする手法」や「設計者と工事監理者を別にする手法（第三者監理）」が存在するという状況において、これらの手法を勘案することなく、上記のメリットのみを理由として基本設計実施者に実施設計業務及び工事監理業務を随意契約により委託することは、随意契約とする理由を十分に検討されているとは言えない。

本業務を随意契約によろうとするのであれば、「基本設計業務実施者に実施設計及び工事監理業務を委託するメリット」だけではなく、「基本設計者と実施設計者を別にする手法」や「設計者と工事監理者を別にする手法（第三者監理）」を採用した場合のメリット及びデメリットについても随意契約理由書に記載し、これらの手法と比較衡量の上、それでも尚、基本設計業務実施者が唯一の契約締結先であることを説明する必要がある。

また、那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めているが、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されているところ、随意契約理由書において、上記のような対応を取ることによること、本契約の相手方が特定されることの十分な説明となり、1 者のみから見積書を入手することが許容されるものとする。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格について建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）及び設計業務委託等技術者単価などにより算出しているとともに、決定契約締結予定者 1 者から見積書を入手した上で、契約締結予定者の見積額が妥当であることを確認している。

本契約は随意契約によっているため、1 者から見積りを入手している点に特段問題はない。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

ウ. 新那覇市立病院 監理・設計意図伝達業務

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）監理・設計意図伝達等業務
契約内容	新病院建設に係る工事監理業務及び建設事業者への設計意図伝達業務の委託
契約先	梓設計・ワールド設計・国吉設計 設計共同体
契約方法	随意契約
契約日	令和4年3月31日
業務履行期間	令和4年3月30日～令和7年3月21日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定しており、前述の「新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務」の業務委託先と同じ相手先を選定している。

本業務は、「新那覇市立病院（仮称）実施設計監理等業務」の続きの業務であることから、同一の相手先とすることに問題は無いと考えられる。

(3) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

エ. 新那覇市立病院 第1立体駐車場建設工事

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）第1立体駐車場建設工事
契約内容	新病院建設に隣接する立体駐車場の建設工事
契約先	綿半ソリューションズ株式会社
契約方法	随意契約
契約日	令和3年1月15日
業務履行期間	令和3年1月26日～令和3年12月30日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。

随意契約理由書によれば、本工事は、当初制限付一般競争入札にて公告を行ったが、応札者が無く、新病院建設全体のスケジュールを考慮すると、立体駐車場建設工事業者を早急に決める必要があったことから、一般社団法人自走式駐車場工業会会員の2者から見積りを徴取し、低い金額を提示した業者と随意契約を締結したものである。

このように、随意契約に相当に理由が存在することから、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

2者から見積書を徴取し、低い方の金額を提示した先と契約を締結しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

オ. 新那覇市立病院 病院棟建設工事

1. 委託契約の概要

契約名	新那覇市立病院（仮称）病院棟建設工事
契約内容	新病院建設の建設工事
契約先	熊谷組・共和産業・佐平建設・大晋建設共同企業体
契約方法	制限付一般競争入札
契約日	令和4年3月30日
業務履行期間	令和4年3月30日～令和7年3月21日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

一般競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

一般競争入札により契約額を決定しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

カ．院内清掃業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院清掃業務委託契約
契約内容	清掃業務
契約先	株式会社関西総合ビル管理
契約方法	指名競争入札
契約日	令和３年４月１日
業務履行期間	令和３年４月１日～令和５年３月３１日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

作業効率を勘案して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

指名競争入札により契約額を決定している。

<意見④>一般管理費の計上根拠が不明確

本委託契約における委託料（予定価格）は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費は人件費の４２％相当として算定している。しかし、この「４２％」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。

この管理費及び材料費はいわゆる「一般管理費」と呼ばれ、業務を行うために必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接的な経費とされている（参照：『委託事業事務処理マニュアル』経済産業省）。

本委託契約における管理費及び材料費についても、要員管理のための事業者本部経費、業務に使用する消耗品等、昨今であればコロナ感染対策のかかり増し費用のほか、事業者の一定程度の利益相当分も含まれていると考えられ、管理費及び材料費相当分として委託費を支出すること自体に問題は無い。

一方で、厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

キ. 警備業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院警備業務委託契約
契約内容	清掃業務
契約先	琉球警備保障株式会社
契約方法	指名競争入札
契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

作業効率を勘案して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

指名競争入札により契約額を決定している。

<意見⑤>一般管理費の計上根拠が不明確

本委託契約における委託料（予定価格）は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費は人件費の45%相当として算定している。しかし、この「45%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。

この管理費及び材料費はいわゆる「一般管理費」と呼ばれ、業務を行うために必要な経費であるが、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接的な経費とされている（参照：『委託事業事務処理マニュアル』経済産業省）。

本委託契約における管理費及び材料費についても、要員管理のための事業者本部経費、業務に使用する消耗品等、昨今であればコロナ感染対策のかかり増し費用のほか、事業者の一定程度の利益相当分も含まれていると考えられ、管理費及び材料費相当分として委託費を支出すること自体に問題は無い。

一方で、厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

ク. 施設管理業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院施設管理業務委託契約
契約内容	施設管理業務
契約先	興南施設管理株式会社
契約方法	指名競争入札
契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

作業効率を勘案して外部の専門業者に委託するものであり、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

指名競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

指名競争入札により契約額を決定しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

ケ. 外来医事業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院医事業務委託契約
契約内容	医事業務及び診療科受付業務、診療報酬点検業務、その他 医事業務、会計業務及び収納業務、総合案内
契約先	株式会社ニチイ学館
契約方法	随意契約
契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑥> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

また、同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

(3) 委託金額の決定方法

<意見⑦> 随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書を入手しているが、(2) 業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

<意見⑧> 遡及押印時の承認手続が不十分

那覇市立病院では、契約締結に係る決裁日より前の日付を契約締結日として押印することを、「遡及押印依頼書」の承認を条件として可能となっている。本委託契約についても委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和 3 年 5 月 6 日）以降ではなく、4 月 1 日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。

実際の契約締結日と契約書面上の締結日の間の期間において、責任の所在が不明確となり、不測の事態を被るリスクがある。

遡及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。本委託契約は随意契約であり、かつ継続契約であることから契約内容を先だって検討することも可能と考えられる。

コ. 急病センター医事業務

1. 委託契約の概要

契約名	那覇市立病院急病センター業務委託契約
契約内容	初・再診受付、診療費算定、保険請求業務、入院時手続きの説明等、検体搬送業務及びキッド・容器の取り寄せ、警察及び関係部署への通報、平日の午後 5 時 00 分から翌日午前 8 時 30 分の時間帯及び休日における診療情報管理室入室及び 1 階医事課の入室カードの管理、その他
契約先	株式会社ニチイ学館
契約方法	随意契約
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
業務履行期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑨>随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第 20 条により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

また、同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

(3) 委託金額の決定方法

<意見⑩>随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相

手方1者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

<意見⑪> 遡及押印時の承認手続が不十分

那覇市立病院では、契約締結に係る決裁日より前の日付を契約締結日として押印することを、「遡及押印依頼書」の承認を条件として可能となっている。本委託契約についても委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和3年5月6日）以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。

実際の契約締結日と契約書面上の締結日の間の期間において、責任の所在が不明確となり、不測の事態を被るリスクがある。

遡及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。本委託契約は随意契約であり、かつ継続契約であることから契約内容を先だって検討することも可能と考えられる。

サ. 電子カルテシステム保守業務

1. 委託契約の概要

契約名	電子カルテシステム保守業務委託契約
契約内容	パッケージ保守、サーバー保守、SE サポート、医療制度改訂対応など
契約先	富士通 Japan 株式会社 沖縄支社
契約方法	随意契約
契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑫> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分

那覇市立病院の電子カルテシステムは富士通 Japan 製であることから、その保守業務も同社に委託している。現在の電子カルテシステムは、当初導入時から更新（バージョンアップ）を2回実施しており、直近では2015年（平成27年）更新時にシステムと保守をセットで3社見積りを実施している。当時は保守業務委託料について3社間で著しい差が無かったことから、現状の金額についても一定の妥当性ありと判断しているとのことであるが、随意契約理由として当該事実に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

システムベンダーに保守業務を委託することについては、一定の合理性が認められると考える。一方で、直近更新時（平成27年）から時間が経過しておりシステム業界の環境も変化している可能性がある。そこで、随意契約及び委託金額の妥当性について例えば以下のように検証方法を工夫されたい。

- ・ 同様のスペックを持つシステムと保守サービスを提供しているベンダーから見積りを徴求し、比較検討する。
- ・ 他病院で同様スペックのシステム導入事例がないか、その際の保守料金水準をリサーチし、比較検討する。

(3) 委託金額の決定方法

<意見⑬>随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第22条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方1者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、直近更新時（平成27年）にシステムと保守をセットで3社見積りを実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

シ. 臨床検査業務

1. 委託契約の概要

契約名	臨床検査業務委託料委託契約
契約内容	臨床検査業務
契約先	株式会社エスアール
契約方法	随意契約

契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑭> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第20条により競争入札に適さないとするのみであり、同業他社への打診及び相見積りの要否に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

同業他社への打診及び相見積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

(3) 委託金額の決定方法

<意見⑮> 随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第22条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方1者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手しているが、(2)業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、その事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

(5) その他

<意見⑯> 委託料請求額のチェック内容に改善の余地がある

検査業務委託料の請求内容のチェックは検査室が担っている。検査室の管理システムからは紙のリストしか出力できないため、膨大な検査項目及び件数について、請求内容と紙のリストを詳細に照合することは非効率であり現実的ではないことから、請求書と管理システムから出力する紙リストとの照合は、現状実施していない。なお、単価が大きい、イレギュラーな検査項目については、別途患者カルテと照合している。(但し、カルテと照合したことの証跡は残っていない。)

このように実効性の低いチェック体制では、実際の検査内容と請求書内容が異なっているにもかかわらず気が付かない場合があるし、また、検査室と外部業者が共謀し、架空の検査項目を請求することにより不正（キックバック）の余地が生じる。

今後、検査業務委託料の増加が見込まれるならば費用対効果を勘案し、システム対応することも検討されたい。具体的には例えば以下のとおりである。

- ・ 検査依頼リストと電子カルテシステムを連動させる
- ・ 病院の検査依頼リストについて、委託業者の検査結果リストを電子データ (Excel など) で入手して照合する

ス. 患者給食業務

1. 委託契約の概要

契約名	患者給食業務委託契約
契約内容	給食業務
契約先	日清医療食品株式会社
契約方法	随意契約
契約日	令和3年4月1日
業務履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的な業務であり、かつ人員確保が困難な状況下であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。但し、後述する(2)業者選定方法の意見を参照されたい。

(2) 業者選定方法

<意見⑰> 随意契約により事業者を選定する理由が不十分

随意契約の理由について、那覇市立病院契約規程第20条上により競争入札に適さないとするのみであり、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積もりの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。

外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。

同業他社への打診及び相見積もりの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。

契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員（管理栄養士、栄養士等）の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく積算、及び人員確保のコスト等を併せた那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。

(3) 委託金額の決定方法

<意見⑱> 随意契約の際の見積合わせが実施されていない

那覇市立病院契約規程第 22 条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない」と規定し、随意契約の際の見積合わせの実施を求めている。ただし、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは、当該相手方 1 者のみから見積書を入手することが許容されている。

ここで、本業務の契約締結にあたっては、契約の相手方 1 者のみから見積書を入手しているが、(2) 業者選定方法で述べた通り、同業他社への打診は実施していることに鑑み指摘とするものではない。但し、見積書の入手が 1 者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。

(4) 契約締結

委託契約書等を閲覧したが、特段指摘すべき事項はない。

(6) 市によるモニタリング

P. 8 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(7) 財務諸表の適切性

P. 8 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

① 現預金

令和 3 年度末の現預金残高は 116 億円と、営業収益 (169 億円) 及び営業費用 (146 億円) の金額水準と比較すると、現預金残高がやや過剰であると考ええる。

現預金残高の要因は、「新病院建設資金の借入金として 33 億円調達済みである」、「コロナ関連の補助金受領に伴い、令和 3 年度の当期純利益が 20 億円発生した」、「令和 2 年度からの繰り越された利益積立金が 27 億円である」等の理由によるものであると考えられるが、令和 4 年度以降の新病院の建設期間中においては診療の一部制限により、病院が赤字になるとシミュレーションしているため、当該赤字補填に使用する見込みとのことであった。

特段指摘すべき事項はない。

② 固定資産

<意見⑲> 固定資産の減損兆候を判定していない

地方独立行政法人は、保有する固定資産の“サービス提供能力”が低下し回復が見込めない等の状況にあると判定された場合には、“サービス提供能力”に比して固定資産の帳簿価額が過大になっているため、固定資産の帳簿価額を適正な金額まで減額する会計処理が必

要である。このような会計処理を、固定資産の減損と言う。（『固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解』参照）

そして、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第 1 章第 3. によれば、地方独立行政法人は、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）の有無について、検証する必要がある。

【固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解 第 1 章第 3. 1 及び 2 を抜粋】

第 3 減損の兆候

1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。

(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 87 条の 12 第 1 項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。

(2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。

(3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。

(4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。

(5) 地方独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。

この点、那覇市立病院においては、経営環境等を踏まえ令和 3 年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。

那覇市立病院は、令和 4 年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第 1 章第 3. 2. に記載されている項目を漏れなく検討した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。

<指摘①>固定資産の現物確認が不十分

地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第 27 条において、「那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならない」、「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その差異原因を調

査しなければならない」と規定されている。

そこで、那覇市立病院に対し、令和３年度の固定資産実査状況を質問したところ、固定資産実査を実施したことを明確に示す資料は作成されていなかった。

那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づき、定期かつ随時に固定資産実査を行い、実査の結果、除却等の会計処理が必要と判明した場合には、適時に会計処理を行う必要がある。

なお、固定資産の実査を行うにあたっては、以下の点についても参考にされたい。

- ・ 実査すべき固定資産が多量に存在し、一時点に法人内の全ての固定資産を実査することが実務上困難である場合、部署ごとに実査時期をずらして順々に実施している方法も考えられる。
- ・ 移動式ベッド等、頻繁に部署間の移動が生じる固定資産のように、１対１で現物と固定資産台帳を照合することが実務上困難である場合、総数が合致しているかを確認する方法が考えられる。
- ・ 固定資産実査時には、単に資産の有無を確認するだけでなく、損耗状況や実際の使用状況も確認する必要がある。そして、損耗が著しい資産や未使用資産が発見された場合には、固定資産の減損等の適切な会計処理を行う必要がある。

<意見⑩>現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた

那覇市立病院において、監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が１件存在した。（平成２０年取得 ノートパソコン 取得価額 140,091 円 帳簿価額 1 円）

帳簿価額は１円のため、財務諸表に大きな影響を与えるものではないが、固定資産台帳に記載があるにもかかわらず、現物が無いという状況は、資産管理上は問題である。

那覇市立病院は、以下の施策を実行することで適切な固定資産管理を実行し、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。

- ・ 固定資産の取得、除却、売却、部門間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳に情報を登録する。
- ・ 定期的に固定資産の現物実査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状況に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。

<指摘②>資産管理ラベルが貼付されていない固定資産があった

那覇市立病院において、監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、資産管理番号が記載された資産管理ラベルが貼付されていない固定資産が２件存在した。（ヒジアーム一式 及び 与薬カート 48 床用（ストップ・鍵付

き)一式)

那覇市立病院側に資産管理ラベルが貼付されていない理由を質問したところ、貼り忘れた可能性が高いとのことであった。

地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第 20 条第 5 号には、器械備品には原則として資産管理ラベルを貼付する必要があると規定されているが、当該規定が適切に運用されているとは言い難い。

また、那覇市監査委員による平成 26 年度財政援助団体等監査においても同様の指摘がなされているにもかかわらず、今回の包括外部監査においても同様の指摘事項が発見される結果となった。

那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、固定資産に資産管理ラベルを貼付されたい。

なお、過年度に取得済みの固定資産については、固定資産の定期的な実査の際に資産管理ラベルの有無も確認の上、貼り漏れがあった場合には、適時に貼付するという対応が考えられる。

③ たな卸資産

<指摘③>実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない

薬剤室の実地たな卸において、たな卸当日（3 月 31 日）の消費分をシステム入力前にたな卸を実施していたため、システムで管理される帳簿上の残高と現物の残高に差異（以下、たな卸差異と言う。）が生じていた。

実地たな卸の精度に疑義が生じることに加え、たな卸差異の原因究明作業が二度手間となり非効率である。

たな卸当日の入出庫に関する取り扱いを含む実地たな卸手順を明確化したうえで、実地たな卸マニュアルである「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底されたい。

<意見㊸>たな卸差異の改善のためのフィードバックが不十分

実地たな卸により判明したたな卸差異（管理台帳上のたな卸有り高と実際のたな卸有り高との差異）について、原因究明及び改善案等のフィードバック資料は作成されておらず、その結果、たな卸差異への対応が病院内で共有されていない。

たな卸差異は一般的に「帳簿残高>現物残高」として認識され、原因不明の場合、会計上は「たな卸資産減耗費」として費用処理される。令和 3 年度における、たな卸資産減耗費の金額と内訳は以下のとおりである。

薬品	3, 886, 399 円	うち低価基準による減耗分 164, 163 円
診療材料	1, 529, 037 円	うち低価基準による減耗分 69, 149 円
貯蔵品（消耗品その他）	61, 231 円	

合計	5,476,667 円	うち低価基準による減耗分 233,312 円
----	-------------	------------------------

※低価基準とは、たな卸資産の取得価額と期末における時価を比較し、低い方の価額を貸借対照表価額とするものである。

たな卸資産減耗費の発生は業務改善により防止できる可能性がある。しかし、たな卸差異の原因究明及び改善案等のフィードバック資料が作成されていないため、たな卸資産減耗費の発生を防止できていない。

そこで、以下の対応を検討されたい。

- ・ 実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署において前期と後期に各 1 回（年 2 回）実施している。各部署において、たな卸実施後、たな卸差異の原因究明・改善案を作成する。
- ・ 次回のたな卸において、改善状況を用度グループもしくは財務経理グループ等、担当部署とは異なる職員が確認する。
- ・ 上記対応について、「地方独立行政法人那覇市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映させ、病院内で周知徹底する。

また、低価基準による減耗分は、未使用期間が長く、滞留した資産について発生すると考えられる。したがって、低価基準による減耗が生じているということは、需要を上回る在庫を取得してしまった（過剰仕入）という兆候を示している可能性がある。現状において低価基準による減耗額は多額ではないが、今後、低価基準による減耗が多額に生じた場合には、需要に応じた適切な仕入量を再検討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必要がある。

④ 貸倒引当金

<指摘④>貸倒引当金の対象となる未収金が網羅的に集計されていない

人間ドックなどの健康診断に係る未収金を別システムで管理していることに起因して、当該未収金残高が貸倒引当金算定上の未収金残高に集計されていなかった。そのため、貸倒損失及び貸倒引当金が 53,017 円過少計上となっている。

集計漏れ未収金に係る貸倒損失及び貸倒引当金は以下の通りである。

貸倒損失 : 32,058 円 = 破産更生債権（*1）32,058 円

貸倒引当金 : 20,959 円 = 貸倒懸念債権（*2）20,855 円 × 貸倒率 98.28% + 貸倒懸念債権（*3）7,169 円 × 貸倒率 6.44%

合計 : 53,017 円

（*1）平成 30 年度以前発生分

（*2）平成 31 年度発生分

（*3）令和 3 年度発生分

保険請求分や公費請求分などを除いたすべての未収金残高を貸倒引当金算定上の未収金

残高に集計すべきである。

なお、従前、健康診断に係る未収金を「公費」という名称で管理していたことが誤処理の要因と考えられるため、名称を変更されたい。

(8) 情報公開

P.8に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき点は発見されなかった。

(9) その他

① 原価計算

<意見②>原価計算制度の導入検討

現状、那覇市立病院では原価計算（部署別、診療別、患者別等）を行っていない。令和4年3月まで原価計算システムが導入されていたが、算定された原価計算結果が、現場の医師の直観とは一致しないものになっており、また、システム内の計算過程がブラックボックスとなってしまう等計算過程が不明瞭であったことから、当該原価計算システムによる原価計算結果は活用されていなかったものである。

原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院の収支状況向上に繋げ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることができる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。

(原価計算制度のメリット (例))

- ・ 診療科別や診療内容別の利益金額や利益率の実態が明らかになるため、利益率の低い診療科の経営改善や、利益率の高い診療科の拡大といった経営意思決定に活用できる。

(原価計算制度のデメリット (例))

- ・ 原価計算システム導入に費用がかかる。
- ・ 原価計算の元となる原価計算システムへの情報入力にあたり、現場の労力が増える。

② 過年度の監査指摘事項への対応状況

<意見③>入札時及び契約時の起案について

平成26年度的那覇市監査委員監査において、「入札時と契約時にそれぞれ起案すべきところ、入札時の起案しかなくない」との指摘があった。

現在は、入札時と契約時のそれぞれで起案を実施しており改善されている。

なお、入札結果と契約時を一緒に起案しているが、むしろ効率的と考えられる。現状の取扱いが継続できるよう、那覇市立病院の内規との整合性を確認されたい。